

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」及び「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」の一部改正について（お知らせ）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型（通所型）サービスは、「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」及び「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」に基づき実施されておりますが、今般、これらの要綱の一部を改正しました。

これらの要綱は、平成30年10月1日から適用され、新設された加算には、サービスコードが新設されましたので、要綱及びサービスコードを御確認くださいようお願いいたします。

記

1 要綱の一部改正の概要

- ・訪問介護及び通所介護の報酬改定を踏まえ、報酬基準の見直し及び加算を新設する。
- ・生活援助従事者研修修了者がサービス（生活援助のみ）に従事することを可能とする。
- ・利用者の口腔や服薬状況等に係る情報共有及び地域包括支援センター等への不当な働きかけの禁止について基準を追加する。

2 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページ (<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から【浜松市トップ → 事業者の方 → 福祉・介護 → 介護保険事業者の皆様へ → お知らせ → 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者関連】をご覧ください。

3 介護予防通所サービスの生活機能向上連携加算の算定について

平成30年10月から本加算を算定する場合には、**10月5日（金）まで**に加算（体制届）の届出が必要になりますので御注意ください。

担当 健康福祉部介護保険課
指導第1・2グループ
電話 053-457-2787

指定基準 改正の概要

改正点：下線部

(1) 訪問型サービス

| サービス名 | 介護予防訪問サービス（国基準☆） | 生活支援訪問サービス（市独自） |
|--------|--|--|
| サービス内容 | 生活援助（掃除・洗濯など） 身体介護（食事・入浴など） | 生活援助（掃除・洗濯など） |
| ア 人員基準 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：常勤専従 1 以上 ◆訪問介護員等：常勤換算 2.5 以上 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者※（追加） ◆サービス提供責任者：常勤訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：専従 1 以上 ◆訪問サービス従業者：必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者※（追加）、市が定める一定の研修修了者 ◆訪問サービス責任者：訪問サービス従業者のうち必要数 【資格要件】 訪問サービス従業者と同じ |
| イ 運営基準 | <ul style="list-style-type: none"> ◆内容及び手続きの説明及び同意 ◆提供拒否の禁止 ◆介護予防訪問サービス計画の作成 ◆サービス提供責任者の責務※（一部追加） ◆運営規定 ◆勤務体制の確保等 ◆秘密保持等 ◆不当な働きかけの禁止※（追加） ◆苦情処理 ◆事故発生時の対応 ◆記録の整備 | 同左 |

☆国基準：介護予防給付費制度下の旧介護予防訪問介護相当。国が定める単価に該当。

※生活援助従事者研修修了者・・・国が人材確保の観点から平成 30 年 4 月に創設した研修。生活援助に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得する 59 時間の研修。

※サービス提供責任者の責務・・・利用者の服薬、口腔機能、その他心身の状態等の情報を介護予防支援事業者へ情報提供を行うことを追加。

※不当な働きかけの禁止・・・介護予防支援事業者又は利用者本人に対して、必要のないサービスを位置づけるよう求めることなどを行ってはならない。

(2) 通所型サービス

| サービス名 | 介護予防通所サービス（国基準★） |
|--------|-------------------------------|
| サービス内容 | 入浴・移動・食事等の介助、運動、レクリエーション、機能訓練 |
| | 改正なし |

★国基準：介護予防給付費制度下の旧介護予防通所介護相当。国が定める単価に該当。

報酬基準 改正の概要

改正点：下線部

(1) 訪問型サービス

| サービス名 | 介護予防訪問サービス | 生活支援訪問サービス |
|----------|---|--|
| 加算 減算 | <p>同一建物減算 (一部算定要件の変更)※ 90/100 に相当する単位数</p> <p>サービス提供責任者体制減算 70/100 に相当する単位数</p> <p>特別地域介護加算 15/100 に相当する単位数を加算</p> <p>中山間地域等小規模事業所加算 10/100 に相当する単位数を加算</p> <p>中山間地域等に居住する居住する者へのサービス提供加算 5/100 に相当する単位数を加算</p> <p>初回加算 200 単位</p> <p>生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (再編) (II) 200 単位</p> <p>介護職員処遇改善加算 それぞれの区分に応じた単位数を加算</p> | <p>同一建物減算 (一部算定要件の変更)※ 90/100 に相当する単位数</p> <p>特別地域介護加算 15/100 に相当する単位数を加算</p> <p>中山間地域等小規模事業所加算 10/100 に相当する単位数を加算</p> <p>中山間地域等に居住する居住する者へのサービス提供加算 5/100 に相当する単位数を加算</p> <p>初回加算 200 単位</p> <p>介護職員処遇改善加算 それぞれの区分に応じた単位数を加算</p> |

- ※同一建物減算・・・建物の範囲の見直し。有料老人ホーム等に限定していたが、限定をなくす。
生活機能向上連携加算(I)・・・リハビリテーション事業所等の理学療法士等からの助言を受け、訪問介護計画を作成することを評価する加算。
(II)・・・サービス提供責任者がリハビリテーション事業所等の理学療法士等と利用者宅を訪問し、共同で評価し訪問介護計画を作成することを評価する加算。

(2) 通所型サービス

| サービス名 | 介護予防通所サービス |
|----------|---|
| 加算 減算 | <p>◆定員超過・人員欠如減算 70/100 に相当する単位数</p> <p>◆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5/100 に相当する単位数を加算</p> <p>◆同一建物減算 ▲376～▲752 単位</p> <p>◆若年性認知症利用者受入加算 240 単位</p> <p>◆生活機能向上グループ活動加算 100 単位</p> <p>◆生活機能向上連携加算 200 単位※ (追加)</p> <p>◆運動器機能向上加算 225 単位</p> <p>◆栄養改善加算 (一部算定要件の変更)※ 150 単位</p> <p>◆栄養スクリーニング加算 5 単位/回 (6 月に 1 回を限度) ※ (追加)</p> <p>◆口腔機能向上加算 150 単位</p> <p>◆選択的サービス複数実施加算 2 種類 480 単位 3 種類 700 単位</p> <p>◆事業所評価加算 120 単位</p> <p>◆サービス提供体制強化加算 24～144 単位</p> <p>◆介護職員処遇改善加算</p> |

※生活機能向上連携加算・・・リハビリテーション事業所等の理学療法士等と介護予防通所サービス事業所の職員が共同でアセスメント(課題分析)と計画作成することを評価する加算。

※栄養改善加算・・・算定要件を緩和する。外部の管理栄養士の配置でも算定を認める。

※栄養スクリーニング加算・・・介護職員等が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有することを評価する加算。

指定基準

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱 新旧対照表

(変更点は下線部)

| 改正前 | 改正後(案) | |
|--|---|--|
| <p>第1条～第4条(略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防訪問サービスの事業を行なう者(以下「指定介護予防訪問サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は<u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)</u>第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2(略)</p> <p>3(略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条～第4条(略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防訪問サービスの事業を行なう者(以下「指定介護予防訪問サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は<u>法第8条第2項に規定する政令で定める者</u>をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2(略)</p> <p>3(略)</p> <p><u>4 第1項の法第8条第2項に規定する政令で定める者について、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)</u>第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、<u>省令第22条</u></p> | <p>生活援助従事者研修修了者を追加</p> <p>生活援助従事者研修修了者は、生活援助サービスのみに従事できることを規定。</p> |

の23第1項の生活援助従事者研修課程を修了した旨の交付を受けた者については、指定介護予防訪問サービスのうち、調理、洗濯、掃除等の家事（以下「生活援助サービス」という。）に従事することができるものとする。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に掲げる者であって、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの

5 （同左）

6 （同左）

7 （同左）

項番の修正

項番の修正

項番の修正

事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第6条～第24条（略）

第25条

（略）

2（略）

3 一～八（略）

（新設）

第26条～第32条（略）

（新設）

第33条～第42条（略）

第43条 指定第1号事業サービスのうち省令第140条の63の6第1号ロに該当する介護予防訪問サービス（以下「指定基準該当介護予防訪問サービス」という。）

第6条～第24条（略）

第25条

（略）

2（略）

3 一～八（略）

九 介護予防支援事業者等に対し、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第26条～第32条（略）

（不当な働きかけの禁止）

第32条の2 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第2条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）又は利用者本人に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第33条～第42条（略）

第43条 指定第1号事業サービスのうち省令第140条の63の6第1号ロに該当する介護予防訪問サービス（以下「指定基準該当介護予防訪問サービス」という。）

サービス提供責任者の責務に、利用者の状況を情報提供することを追加。

不当な働きかけの禁止を追加

の事業を行う者(以下「指定基準該当介護予防訪問サービス事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定基準該当介護予防訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は政令第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修過程を修了した者に限る。))をいう。以下この節において同じ。)の員数は3人以上とする。

2 (略)
(新設)

3 指定基準該当介護予防訪問サービスの事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前2項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

の事業を行う者(以下「指定基準該当介護予防訪問サービス事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定基準該当介護予防訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は3人以上とする。

2 (略)

3 **第1項の法第8条第2項に規定する政令で定める者について、政令第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、省令第22条の23第1項の生活援助従事者研修課程を修了した旨の交付を受けた者については、基準該当介護予防訪問サービスのうち、生活援助サービスに従事することができるものとする。**

4 指定基準該当介護予防訪問サービスの事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**第1項及び第2項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

生活援助従事者研修修了者を追加

生活援助従事者研修修了者は、生活援助サービスのみに従事できることを規定。

項番修正

項番修正

第44条～第47条（略）

第48条 指定第1号事業サービスのうち省令第140条の63の6第2号に該当する生活支援訪問サービス（以下「指定生活支援訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事（以下「生活援助サービス」という。）を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第49条 指定生活支援訪問サービスの事業を行なう者（以下「指定生活支援訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問サービス従業者（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修過程を修了した者に限る。）又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、専ら指定生活支援訪問サービスの提供に当たる訪問サービス従業者が1以上確保されるために必要と認められる数とする。

第49条第2項（略）

第50条～第65条（略）

第66条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで、第37条及び第38条の規定は、指定介護予防通所サービスの事

第44条～第47条（略）

第48条 指定第1号事業サービスのうち省令第140条の63の6第2号に該当する生活支援訪問サービス（以下「指定生活支援訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助サービスを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第49条 指定生活支援訪問サービスの事業を行なう者（以下「指定生活支援訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問サービス従業者（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、専ら指定生活支援訪問サービスの提供に当たる訪問サービス従業者が1以上確保されるために必要と認められる数とする。

第49条第2項（略）

第50条～第65条（略）

第66条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第32条まで、第33条から第35条まで、第37条及び第38条の規定は、指

「生活援助サービス」について、第5条第4項で定義したため修正。

生活援助従事者研修修了者を追加

条項追加に伴う修正

業について準用する。この場合において、第8条及び第30条中「第26条」とあるのは「第59条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

第67条～第73条（略）

第74条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで、第37条及び第38条、第57条から第65条まで及び第67条から第70条までの規定は、指定基準該当介護予防通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条及び第30条中「第29条」とあるのは「第74条において準用する第59条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

（新設）

附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

定介護予防通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条及び第30条中「第26条」とあるのは「第59条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

第67条～第73条（略）

第74条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第32条まで、第33条から第35条まで、第37条及び第38条、第57条から第65条まで及び第67条から第70条までの規定は、指定基準該当介護予防通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条及び第30条中「第29条」とあるのは「第74条において準用する第59条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

（細則）

第75条 この要綱に定めるもののほか、指定基準に関しては、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）の規定の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

条項追加に伴う修正

資格要件等補足のため追加

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱 新旧対照表

(変更点は下線部)

| 改正前 | 改正後(案) | |
|--|--|------------------------------------|
| <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条 この要綱に定めるもののほか、費用の額の算定に関しては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1)の規定の例によるものとする。</p> <p>別表1(略)</p> <p>別表2</p> <p>1 介護予防訪問サービス費 イ～ハ(略)</p> <p>注1(略)</p> <p>2 <u>平成30年4月1日改正前</u>の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)第2号に規定するサービス提供責任者(浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱(以下「指定第一号サービス基準」という。))第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、指定介護予防訪問サービス行った</p> | <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条 この要綱に定めるもののほか、費用の額の算定に関しては、<u>平成30年4月1日改正前</u>の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1)の規定の例によるものとする。</p> <p>別表1(略)</p> <p>別表2</p> <p>1 介護予防訪問サービス費 イ～ハ(略)</p> <p>注1(略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)第2号に規定するサービス提供責任者(浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱(以下「指定第一号サービス基準」という。))第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、指定介護予防訪問サービス行った場合は、所定単位数の</p> | <p>改正前の通知とするため文言追加</p> <p>文言削除</p> |

場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 3 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長）の登録を受けたものに限る。以下この注及び生活支援訪問サービス費の注2において同じ。）若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4～ニ（略）

ホ 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介

100分の70に相当する単位数を算定する。

- 3 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4～ニ（略）

ホ (1)生活機能向上連携加算 100単位

(2)生活機能向上連携加算 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

建物の限定を解除

加算の追加及び算定要件の修正

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 （2）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防

サービス基準第116条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ホの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

2 基準該当介護予防訪問サービス費
(略)

3 生活支援訪問サービス費
(略)

4 介護予防通所サービス費
イ～ハ (略)

ニ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の

2 基準該当介護予防訪問サービス費
(略)

3 生活支援訪問サービス費
(略)

4 介護予防通所サービス費
イ～ハ (略)

ニ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の

維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ（略）

ホ～チ（略）

（新設）

維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ（略）

ホ～チ（略）

リ 生活機能向上連携加算

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を加算する。ただし、ハを算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身

外部の管理栄養士の配置も認めるよう要件を緩和

加算の追加

の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)、利用者の身体の状態等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

ロ 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等の連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を三月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行っていること。

2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

ヌ 栄養スクリーニング加算 6単位

注1 次に掲げる基準にも適合する指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護予防支援事業者等に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。

イ イの介護予防通所サービス費の注1のイ又はロに

(新設)

加算の追加

該当していないこと。

2 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬
改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の
取扱に準ずる。

リ 介護職員処遇改善加算
(略)

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ル 介護職員処遇改善加算
(略)

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

項番修正